

第9回 枚方市教育委員会定例会 会議録								
開会		平成29年9月26日午前10時00分		閉会		平成29年9月26日午前10時16分		
日程番号	議案番号	案 件				結果		
1	報告第6号	臨時代理事項の報告について (1) 児童の放課後対策審議会委員の委嘱について (2) 職員の定年前早期退職について				承認		
2	議案第12号	枚方市就学援助規則の一部改正について				可決		
3	議案第13号	学校教育法附則第9条等の規定による平成30年度使用教科用図書 の採択について				可決		
4	議案第14号	児童の放課後対策審議会への諮問について				可決		
構 成 員	教 育 長		奈良 渉		構 成 員	教 育 委 員		橋野 陽子
	教 育 委 員		神田 裕史			教 育 委 員		谷元 紀之
	教 育 委 員		吉村 雅昭					
説 明 員	教 育 次 長		奥 誠二		説 明 員	教育環境整備室課長 (教育施設保全担当)		黒川 清
	管 理 部 長		森澤 可幸			教育環境整備室課長 (学校規模等調整担当)		畑中 徹
	学 校 教 育 部 長		花崎 知行			学 校 給 食 課 長 (副参事級)		前村 卓志
	社 会 教 育 部 長		浄内 俊仁			教 職 員 課 長		千原 正敏
	管 理 部 参 事 兼 次 長 兼 教育環境整備室長		益田 正治			児 童 生 徒 支 援 室 課長 (支援教育担当)		栈敷 勝
	社 会 教 育 部 戦 略 監 (全児童対策担当)		人見 泰生			児 童 生 徒 支 援 室 課長 (生徒指導担当)		吉本 賢治
	管 理 部 次 長		高橋 孝之			学 務 課 長 (副参事級)		早崎 由子
	学 校 教 育 部 次 長		荻野 晋三			教 育 推 進 室 教 育 指 導 課 長		黒田 剛司
	学 校 教 育 部 次 長 兼 教 育 推 進 室 長 兼 管理部副参事 (教育政策調整担当)		足立 一彦			教 育 推 進 室 教 育 研 修 課 長 兼 教育文化センター館長		木村 勝
	社 会 教 育 部 次 長		片岡 政夫			社 会 教 育 課 長		奥野 美佳
社 会 教 育 部 次 長		山口 俊也		放 課 後 子 ど も 課 長		精木 孝充		

	社会教育部次長 兼 中央図書館長	藤丸 知子		文化財課長 (副参事級)	鈴江 智
	児童生徒支援室長	狩野 雅彦		スポーツ振興課長	五島 真紀子
	管理部副参事	寺西 光治		中央図書館副館長 (課長級)(サービス担当)	松井 一郎
	教育総務課長 (副参事級)	小菅 徹		中央図書館副館長 (課長級)(企画担当)	中道 直岐
	教育環境整備室課長 (教育施設整備担当)	津熊 聖博	記録	教育総務課課長代理	乾口 美香
				傍聴の人数	0人

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

森澤管理部長。

○森澤管理部長 委員の出席状況について報告いたします。

本日の会議は、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第9回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において、橋野委員を指名いたします。

それでは、日程1、報告第6号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

浄内社会教育部長。

○浄内社会教育部長 ただいま上程いただきました報告第6号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

ご報告いたしますのは、ページ中ほどの2に記載のとおり、臨時代理第7号及び第8号でございます。これら2件は、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められたため、教育長が臨時に代理いたしましたので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

臨時代理第7号、児童の放課後対策審議会委員の委嘱についてでございますが、本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年9月13日付けで臨時代理したものでございます。

臨時代理の内容でございますが、枚方市附属機関条例の一部を改正する条例が9月13日付けで公布され、教育委員会の附属機関として、新たに児童の放課後対策審議会が設置されたことから、同日付けで委員11名の委嘱を行ったものでございます。委嘱期間は、平成29年9月13日から平成31年9月12日までの2年間でございます。

議案書3ページに、参考といたしまして、委員名簿を掲載しておりますのでご参照ください。

なお、第1回児童の放課後対策審議会を、あす9月27日に開催する予定としております。

以上、臨時代理第7号の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 森澤管理部長。

○森澤管理部長 続きまして、管理部から、臨時代理第8号、職員の定年前早期退職につきまして、ご説明いたします。

議案書の4ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年9月19日

付けで、教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

臨時代理の内容は、ページの中ほどの平成29年9月30日付け定年前早期退職の表のとおり、枚方市立東香里小学校主任の岡本智子から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

以上、臨時代理第7号から第8号までの説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第6号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程2、議案第12号「枚方市就学援助規則の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。

花崎学校教育部長。

○花崎学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第12号、枚方市就学援助規則の一部改正につきまして、ご説明をいたします。

議案書5ページをお開きください。

本件に関しまして、本年8月21日に開催されました教育委員会協議会におきまして、来年度の小学校入学予定者から入学の準備に際し、保護者が給付を必要とする時期に、小学校入学準備金を支給できるようにする旨、ご説明をさせていただきました。今回の枚方市就学援助規則の一部改正は、この小学校入学準備金の支給等に係り行うものであり、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。主な改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書8ページをお開きください。

まず、第1条、目的では、改正後の2行目、下線部分ですが、必要な援助を行う対象者に、「就学予定者の保護者」を追加するものでございます。第2条、用語の意義では、第1項と第3項について、現行の表現を学校教育法の条文に基づき、それぞれ改正後の下線部分のとおり修正するとともに、第2項として、「就学予定者」の用語の意義を追記するものでございます。第4条、受給の申請では、第1項において、改正後の2行目から3行目の下線部分を追記して、校長を経由して申請を行うものを、枚方市立の小中学校に在学している児童生徒の保護者に限定し、また、改正後の第3項の2行目から3行目にかけて、「ただし、小学校入学準備金に係る申請は、入学する年度の前年度の1月末日までに行わなければならない。」と追記しております。第6条、援助の種類等では、第1項の支給費目について、現行の第3号、新入学児童生徒学用品費を改正後は第3号を小学校新入学学用品費、第4号として中学校新入学学用品費に。また、現行の第8

号、学校給食費を改正後は第9号として小学校給食費、第10号として中学校給食費に費目を分離しております。次に、第2項としまして、小学校入学準備金の援助に関する規定を。また、第5項と第6項として、入学準備金に係る就学援助、またはこれに相当すると認める生活扶助及び転入前の市区町村における援助を受けた保護者に対する新入学学用品費の不支給に関する規定を追記しております。第7条、支給の方法では、第6条、援助の種類について改正を行ったこと等に伴い、改正するものでございます。

恐れ入ります、議案書7ページにお戻りください。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第12号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いをいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 就学援助を受ける児童生徒、枚方市立の小学校、中学校で何名ぐらいいるんでしょうか。また、割合としてはどれぐらいなのか。教えていただきたいなと思います。

○早崎学務課長 全体の就学援助の数字でよろしいですか。

○谷元委員 はい。

○早崎学務課長 平成28年度の数字でございますが、認定者数は小学校で4,260名、中学校で2,333名、合計6,593名となっております。

○奈良教育長 ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程3、議案第13号「学校教育法附則第9条等の規定による平成30年度使用教科用図書の採択について」を議題とします。

説明を求めます。

花崎学校教育部長。

○花崎学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第13号、学校教育法附則第9条等の規定による平成30年度使用教科用図書の採択について、ご説明をいたします。

議案書12ページをお開きください。

本件につきましては、本年8月21日に開催されました第8回教育委員会定例会におきまして、

調査の結果に基づき、該当する児童生徒3名に必要な拡大教科用図書を採択していただいたところですが、小学校第4学年の児童につきまして、議決後の平成29年8月24日付けで在籍する小学校から、議案書13ページに記載のとおり、特別の教科、道徳の拡大教科書も必要であるとの報告があり、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第14号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

なお、今後の手続としましては、本日採択いただきました後、手続を進める予定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第13号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いをいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程4、議案第14号「児童の放課後対策審議会への諮問について」を議題とします。

説明を求めます。

浄内社会教育部長。

○浄内社会教育部長 ただいま上程いただきました、議案第14号、児童の放課後対策審議会への諮問につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書14ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第16号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、ページ中ほどの1及び2に記載のとおり、教育委員会の附属機関として設置しました児童の放課後対策審議会に対し、児童の放課後対策に関する基本計画の策定についてを諮問するものでございます。

議案書15ページに、諮問書案をお示ししております。

諮問理由を記しました議案書16ページの別紙を添え、明日9月27日に開催予定の第1回児童の放課後対策審議会において諮問したいと考えております。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 先ほど審議委員会委員の承認がありました。この審議会、明日から開かれるということですが、国が放課後子ども総合プランを平成31年度から実施する方向ということになって、2年間だと思んですが、大体この審議会は2年間で何回ぐらい予定されているのでしょうか。

○奈良教育長 浄内社会教育部長。

○浄内社会教育部長 大体、明日が第1回目となりまして、年内に3回程度を現在のところ予定をしております。年明け1月ぐらいに中間まとめをいただきたいと考えております。また、来年3月以降、第4回審議会を開催しまして、最終答申に向けまして、その後、5回程度を現在のところ想定しているというところです。

○奈良教育長 ほかに質疑はありますか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、平成29年第9回枚方市教育委員会定例会を閉会します。

署 名

奈 良 涉

---

橋 野 陽 子

---